

コンビニエンスストアにおける市税の収納業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）並びに別紙仕様書により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	【例】 (1)月額基本手数料 1月あたり ○円（消費税込み） (2)収納取扱手数料 1件あたり ○円（消費税込み）
積算方法・算出根拠 ・単価契約での休日や年末年始等における割増単価・率 ・単価に端数がある場合の端数処理の方法 ・月額金額の場合、一月に満たない月の金額算出方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	契約保証金は、神戸市契約規則（昭和39年3月神戸市規則120号）第25条第6号の規定により免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで ただし、 神戸市における受託者が取扱う納付書の発行は令和8年9月1日から令和12年8月31日まで コンビニにおける収納業務は令和8年9月1日から令和13年3月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	第5条第1項
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（総則） 第1条第4項 乙は、この約款に定める事項のほか、仕様書に従い、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって収納業務を履行するものとする。

	(延滞違約金) 第5条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、別紙仕様書に定める収納金の払込期日までに当該収納を履行しないときは、次の額を違約金として支払わなければならない。 (当該収納の件数に応じた委託料)×0.001×履行までの延滞日数 +(当該収納に係る納付税額の履行までの延滞日数に応じ、地方税の延滞金の計算方法に準じて計算した額) (収納金の安全管理) 第43条 乙は、収納金の安全かつ確実な管理を図り、遅滞なく甲の指定する金融機関に払い込み、その事務の遅滞によって、甲の行政運営に支障をきたすことがないようにしなければならない。 2 乙は、前項に規定する事務を担保するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。 (1)収納金を乙の一般財産と明確に区別した専用の口座で管理すること (2)専用の口座の口座名に乙の一般財産ではない旨を明記すること (3)収納金を専用の口座から引き出すことを制限し、収納金を事業資金として運用すること、担保に供することあるいは銀行等と相殺契約を締結すること等は決して行わないこと (4)収納金の滞留を防ぐため、乙に対する収納金の払込みについては、仕様書の規定に従うこと 3 乙は、甲の指定するコンビニエンスストア各社が事業継続不能となったとき、収納金をコンビニエンスストアより回収し、コンビニエンスストアが乙に送金すべき収納金をあらかじめ定めた期日までに遅滞なく、甲に振り込むものとする。また、コンビニエンスストアより収納金が回収できない場合においても、その収納金相当額を遅滞なく、甲に振り込むものとする。 4 乙は、乙が事業継続不能となったとき、甲に払い込むべき収納金を明確にし、乙の債権者にその旨を告知し、甲の収納金を保全する手続を行わなければならない。 5 乙は、前2項に該当した場合は、その旨を甲に通知するとともに、処理内容を報告しなければならない。 (支払条件) 第44条 乙は、頭書1(1)及び(2)に掲げる費用(以下「手数料等」という。)を毎月末日締めで1月分を取りまとめ、甲に請求する。この場合において、頭書1(2)の収納取扱手数料については収納日を基準に取りまとめ、収納業務を行う金額又は件数の確定後速やかに請求する。 2 甲は、検査終了後、乙から前項に定める請求書を受け取った日の翌日
--	---

	から起算して30日以内に、手数料等の合計額に消費税及び地方消費税を加算して得た額（同金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、乙が指定する銀行口座（以下「振込先情報」という。）に支払う。 （経営状況等の報告） 第45条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、経営状況の報告を求めることができる。乙は甲から営業報告書、貸借対照表及び損益計算書その他乙の経営状況報告資料等の提出を求められたときは、当該資料であって最新の内容のものを甲に提出するものとする。 （事務の引継ぎ） 第46条 乙は、本契約の契約期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、直ちに業務に関するすべてを甲又は甲の指定する者に引き継ぐものとする。 （契約終了後の措置） 第47条 本契約期間の満了又は本契約の解除によりこの契約が終了したときは、甲はこの契約に基づくコンビニエンスストアでの収納ができる旨記載された納付書の回収に努めるものとする。 2 この契約が終了した時点で完了していない業務及びこの契約が終了した後に収納した納付金については、乙は当該収納金引渡し事務が完了するまで残存する業務を遂行しなければならない。この場合において、甲は、この契約に係る委託料に相当する金額を支払うものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

令和8年4月1日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

久 元 喜 造 印

乙 落札事業者

印